

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第35号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例(平成12年鳥取市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の105の項中「5,000円」を「9,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第6項の適合性判定通知書又はその写しの提出がない場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。以下「仕様基準により評価する場合」という。)であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき22,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき34,000円)」に、「9,000円」を「19,000円(仕様基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき32,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき43,000円)」に、「14,000円」を「28,000円(仕様基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき41,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき52,000円)」に、「200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの」を「200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの」に、「19,000円」を「34,000円(仕様

基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき48,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき58,000円)」に、「500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの」を「300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの」に、「34,000円」を「63,000円（仕様基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき77,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき101,000円）」に、「48,000円」を「111,000円（仕様基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき126,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき150,000円）」に、「140,000円」を「205,000円（仕様基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき220,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき284,000円）」に、「240,000円」を「368,000円（仕様基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき382,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき447,000円）」に、「460,000円」を「694,000円（仕様基準により評価する場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき708,000円、一户建ての住宅以外のときは1件につき852,000円）」に改め、同表106の項中「9,000円」を「24,000円」に、「5,000円」を「11,000円」に改め、同表107の項中「8,000円」を「18,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同表108の項を次のように改める。

108	建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査（工場等以外及び工場等並びに住	建築物エネルギー消費性能の評価をモデル建物法入力支援ツールで行った場合		
		300平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 91,000円
			工場等	1件につき 20,000円

宅の用に供する部分を有する建築物の場合、工場等以外の床面積に定める額及び工場等の床面積に定める額並びに住宅の用に供する部分の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分の延べ面積の合計とする。以下備考第2項において同じ。）に定める額を合計した額とする。）	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 116,000円
		工場等	1件につき 28,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 153,000円
		工場等	1件につき 39,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 247,000円
		工場等	1件につき 99,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 323,000円
		工場等	1件につき 150,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 388,000円
		工場等	1件につき 186,000円
	25,000平方メートル以上のもの	工場等以外	1件につき 455,000円
		工場等	1件につき 231,000円
	イ 建築物エネルギー消費性能の評価を標準入力法で行った		

場合		
300平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 238,000円
	工場等	1件につき 24,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 298,000円
	工場等	1件につき 32,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 385,000円
	工場等	1件につき 45,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 550,000円
	工場等	1件につき 107,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 678,000円
	工場等	1件につき 158,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	工場等以外	1件につき 801,000円
	工場等	1件につき 195,000円

25,000平方メートル以上のもの	工場等以外	1件につき 914,000円
	工場等	1件につき 241,000円
ウ 住宅の用に供する部分における建築物エネルギー消費性能の評価を、仕様基準により評価する場合		
200平方メートル未満のもの	一戸建ての住宅	1件につき 18,000円（併用法（ウとエを併用して行った場合をいう。以下同じ。）の場合27,000円）
200平方メートル以上のもの		1件につき 20,000円（併用法の場合29,000円）
300平方メートル未満のもの	一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分（住人が共同で使用する部分）をいう。以下同じ。）の性能を判定に用いない場合	1件につき 34,000円（併用法の場合53,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分（住人が共同で使用する部分）をいう。以下同じ。）の性能を判定に用いない場合	1件につき 60,000円（併用法の場合90,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1件につき 108,000円（併用法の場合156,000円）
5,000平方メートル以上のもの	一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分（住人が共同で使用する部分）をいう。以下同じ。）の性能を判定に用いない場合	1件につき 163,000円（併用法の場合228,000円）

		除く。)	000円)
		エ 住宅の用に供する部分における建築物エネルギー消費性能の評価を、標準計算法で行った場合	
	200平方メートル未満のもの	一戸建ての住宅	1件につき 36,000円
	200平方メートル以上のもの		1件につき 40,000円
	300平方メートル未満のもの	一戸建ての住宅以外の	1件につき 72,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	住宅（共用部分の性能を判定に用いない場合には、共用部分を除く。）	1件につき 121,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1件につき 205,000円
	5,000平方メートル以上のもの		1件につき 294,000円

別表第1の109の項中「10,000円」を「26,000円」に、「12,000円」を「31,000円」に、「16,000円」を「41,000円」に、「200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの」を「200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの」に、「22,000円」を「51,000円」に、「500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの」を「300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの」に、「36,000円」を「65,000円」に、「50,000円」を「87,000円」に、「120,000円」を「218,000円」に、「190,000円」を「416,000円」に、

「３８０，０００円」を「７０６，０００円」に改め、同表１１０の項中「１３，０００円」を「３８，０００円」に改め、同表１１１の項中「９，０００円」を「３０，０００円」に改め、同表１１２の項中「９，０００円」を「２４，０００円」に、「１１，０００円」を「２８，０００円」に、「１５，０００円」を「３８，０００円」に、「２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの」を「２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの」に、「２１，０００円」を「４７，０００円」に、「５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの」を「３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの」に、「３５，０００円」を「６１，０００円」に、「４７，０００円」を「８３，０００円」に、「１１０，０００円」を「２１４，０００円」に、「１８０，０００円」を「４１２，０００円」に、「３７０，０００円」を「７０２，０００円」に改め、同表１１３の項中「９，０００円」を「１４，０００円」に、「１１，０００円」を「１６，０００円」に、「１５，０００円」を「２０，０００円」に、「２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの」を「２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの」に、「２０，０００円」を「２２，０００円」に、「５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの」を「３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの」に、「３３，０００円」を「３５，０００円」に、「４５，０００円」を「５１，０００円」に、「１００，０００円」を「１０５，０００円」に、「１６０，０００円」を「１６８，０００円」に、「３３０，０００円」を「３４４，０００円」に改め、同表１５７の項中「共用部分（共同住宅の住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）」を「共用部分」に改め、同表１５９の項を次のように改める。

１５９	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定（以下	ア 住宅部分 建築物省エネ法の規定に基づく計画認定について、建築物エネルギー消費性能誘導基準に基づいて行った場合	
	一戸建て	床面積の合計が	

	「計画認定」の住宅 という。)の 認定の申請に 対する審査	200平方メートル未満のもの	登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証するもの(以下この項において「適合証」という。)の添付があるもの	1件につき 5,000円
			適合証の添付がないもの	1件につき標準計算法の場合36,000円(併用法の場合は、27,000円、仕様基準により評価する場合は、18,000円)
		200平方メートル以上のもの	適合証の添付があるもの	1件につき 5,000円
			適合証の添付がないもの	1件につき標準計算法の場合40,000円(併用法の場合は、29,000円、

			仕様基準により評価 する場合は、20, 000円)
一戸建て の住宅以 外の住宅 (共用部 分の性能 を建築物 省エネ法 第30条 第1項第 1号の基 準への適 合性の判 定に用い ない場合 にあって は、共用 部分を除 く。)	床面積の合計が		
	300平方メ ートル未満 のもの	適合証の添付が あるもの	1件につき 10, 000円
		適合証の添付が ないもの	1件につき標準計算 法の場合72,00 0円(併用法の場合 は、53,000円、 仕様基準により評価 する場合は、34, 000円)
	300平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満 のもの	適合証の添付が あるもの	1件につき 21, 000円
		適合証の添付が ないもの	1件につき標準計算 法の場合121,0 00円(併用法の場 合は、90,000 円、仕様基準により 評価する場合は、6 0,000円)
	2,000平方 メートル以上 5,000平方	適合証の添付が あるもの	1件につき 47, 000円
		適合証の添付が	1件につき標準計算

	メートル未満のもの	ないもの	法の場合 205,000円（併用法の場合は、156,000円、仕様基準により評価する場合は、108,000円）
	5,000平方メートル以上のもの	適合証の添付があるもの	1件につき 84,000円
		適合証の添付がないもの	1件につき標準計算法の場合 294,000円（併用法の場合は、228,000円、仕様基準により評価する場合は、163,000円）
イ 住宅以外 建築物省エネ法の規定に基づく計画認定について、建築物エネルギー消費性能誘導基準に基づいて行った場合			
床面積の合計が			
	300平方メートル未満のもの	適合証の添付があるもの	1件につき 10,000円
		適合証の添付がないもの	1件につき標準入力法の場合 238,000円（モデル建物法入力支援ツールを

		使った場合は、91,000円)
300平方メートル以上	適合証の添付があるもの	1件につき 28,000円
2,000平方メートル未満のもの	適合証の添付がないもの	1件につき標準入力法の場合385,000円（モデル建物法入力支援ツールを使った場合は、153,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	適合証の添付があるもの	1件につき 84,000円
	適合証の添付がないもの	1件につき標準入力法の場合550,000円（モデル建物法入力支援ツールを使った場合は、247,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	適合証の添付があるもの	1件につき 133,000円
	適合証の添付がないもの	1件につき標準入力法の場合678,000円（モデル建物法入力支援ツールを使った場合は、323,000円）

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	適合証の添付があるもの	1件につき 168,000円
			適合証の添付がないもの	1件につき標準入力法の場合801,000円（モデル建物法入力支援ツールを使った場合は、388,000円）
		25,000平方メートル以上のもの	適合証の添付があるもの	1件につき 210,000円
			適合証の添付がないもの	1件につき標準入力法の場合914,000円（モデル建物法入力支援ツールを使った場合は、455,000円）

別表第1備考第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条」に改め、同表備考第5項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物省エネ法」に改め、同表備考第6項第1号ウ中「床面積をの」を「床面積の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に

行われる申請及び通知に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請及び通知に係る手数料については、なお従前の例による。